

令和3年度七戸町会計年度任用職員募集要項

町教育委員会では、令和3年4月1日から任用を開始する七戸町会計年度任用職員を募集します。

※「会計年度任用職員」とは、令和2年4月1日施行の地方公務員法の改正に伴い、同法第22条の2の規定により設けられる職員のことをいいます。

本制度の導入に伴い、これまで常勤職員の補助等として勤務していた臨時職員や非常勤職員の職種は、令和2年度から新たに「会計年度任用職員」として、身分は一般職の地方公務員となり任用されることになります。

また、この職員には、常勤職員と同じ勤務時間（週38時間45分）の「フルタイム会計年度任用職員」と、これよりも勤務時間が少ない「パートタイム会計年度任用職員」があります。

●募集職種

特別支援教育支援員（パートタイム会計年度任用職員）

●申込方法

「七戸町会計年度任用職員申込書」に必要事項を記載し、学務課に提出してください。

※提出された書類はお返しできませんので、ご了承ください。

※業務従事証明書の提出を求める場合があります。

●申込締切

令和3年3月15日（月） 午後5時必着（郵送可）

●選考方法

書類選考（七戸町会計年度任用職員申込書）並びに面接で行います。

※応募にあたって年齢の上限はありません。

ただし、以下に該当している人は応募できません。

- ・禁2以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- ・七戸町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

●面接選考日程等

3月中旬予定（後日通知します。）

●合否発表

受験をされた方に直接通知します。

●採用までの流れ

応募締め切り：令和3年3月15日（月）必着

面接選考日：令和3年3月中旬

※選考に合格した場合、任用日が到来するまでは「内定」として扱われます。

●勤務条件・採用方法

○勤務場所：町内小中学校

○勤務内容：特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、生活面や学習面において
適切な指導や必要な支援を行う

○勤務日・勤務時間：週5日（月～金曜日）、週29時間（1日約6時間）

※学校の長期休業中の勤務は原則ありません

○週休日：土日（学校行事等で勤務になることがあります）

●任用期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

※勤務成績が良好で次年度も同様の職がある場合、再度任用される場合があります。

●給与・報酬額等

○報酬：時給983円

○手当：期末手当・通勤手当

○支給日：翌月15日

●加入保険

○社会保険（健康保険）

○雇用保険

○労災保険

●通勤費

距離及び通勤回数に応じて支給します。

●期末手当

週15時間30分以上の勤務かつ任期が6か月以上の場合該当します。

6月と12月に支給します。

●年次有給休暇

週の勤務時間や年間の勤務日数に応じた年次有給休暇が付与されます。

※その他（公民権行使等休暇、裁判員等出頭休暇、災害による住居滅失等休暇、災

害又は交通機関の事故等による出勤困難休暇、災害時の退勤途上危険回避休暇、忌引休暇、妊婦の健康診断休暇、妊娠中の女性の母体・胎児健康保持休暇、妊婦の通勤緩和休暇、結婚休暇、夏季休暇)

※無給の休暇（産前・産後休暇、配偶者出産休暇、育児時間休暇、育児参加休暇、子の看護休暇、短期介護休暇、生理休暇、公務災害休暇、負傷・疾病等休暇、骨髓ドナーハンマー休暇、ボランティア休暇、祭日休暇、介護休暇、介護時間）

●服務に関する規程の適用

会計年度任用職員についても、地方公務員法上の服務に関する規定が適用されますのでご留意ください。

- ・服務の根本基準（地方公務員法第30条）
- ・服務の宣誓（地方公務員法第31条）

※服務の宣誓は、任期ごとに行う必要があります。

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ・信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ・秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ・職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ・政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ・争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
- ・営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条）

※パートタイムの会計年度任用職員については、営利企業への従事等の制限の対象外ですが、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律が適用されます。また、町での勤務時間と、兼業先の勤務時間との合計が、労働基準法第32条で定める労働時間（休憩時間を除き、1日8時間又は週40時間）を超える場合は、原則、兼業先での勤務をすることはできません。また、これらの確認のため、営利企業への従事等に關し、報告を求めることがあります。

その他、町の服務規程等が適用され、かつ、分限・懲戒処分等の対象となるとともに人事評価制度の対象となります。

●留意事項

①条件付採用について

任期、勤務日数又は勤務時間の長短や前職の勤務実績の有無等にかかわらず、採用日から1か月間は、条件付採用となります（地方公務員法第22条の2第7項）。また、採用後1月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで（最長任期の末日まで）延長されます。なお、再度の任用の場合においても、その都度、条件付採用期間が設定されます。条件付採用期間中の職員は、地方公務員法第29条の2の規定により、分限・懲戒処分の手続き等に関する規定の適用が除外されます。

②再度の任用について

任期については、手続なく更新され、長期にわたって継続して勤務が約束されるものではありません。年度ごとに新たな職として設定していきます。同一の職務内容の職が翌年度設置される場合、平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力の実証を経て任用が決定されます。なお、従前の勤務実績に基づく公募によらない再度の任用は、原則4回（当初の採用から原則5年）までとしています。毎年度公募することもありますので、予めご承知おきください。

●申込先・問合せ先

七戸町教育委員会学務課

〒039-2592

青森県上北郡七戸町字七戸31番地2

TEL 0176-62-9701